

消防から大川の

安全安心を守りたい

久留米広域消防本部 大川消防署

署長 津村道彦 さん

住所…大川市大字郷原48315

TEL…09441881145

FAX…094418811799

今月の夢追い人は、久留米広域消防本部大川消防署署長の津村道彦さんにお話を伺いました。

まず、改めて消防署の業務についてお伺いしました。

「消防署には、大きく分けて3つの業務があります。まず1つ目は、火災現場の消火活動、けが人や急病人を病院に搬送する救急活動、交通事故・機械事故や自然災害などにおける救助活動。これらの現場活動です。2つ目は、火災の発生を予防する予防業務です。事業所に立入検査を行い、店舗や作業場、倉庫等に消防用設備が法令基準どおりに設置され、維持管理できているか確認を行っています。3つ目が、一般市民の方や事業所に對して行う、消火・避難訓練、応急手当の講習です。この3つが消防署の主な業務となります」

大川消防署には現在、42名の職員が勤務されているとのこと。

「365日24時間体制で、38

名の職員が交代で勤務しており、いついかなる時も消火活動、救急活動、救助活動に備えて勤務しています。他にも、消防署の予防業務の企画立案、庁舎や消防車などの管理業務を行う4名の職員がおり、合わせて42名の職員が勤務しています。

旧大川市消防本部は、平成31年4月から久留米広域消防本部と統合しました。現在、久留米広域消防本部の管轄区域は、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町に渡り、その管内人口45万4千人の住民の皆様を464名の職員で災害から守っています。最近の災害では、小さな消防署だけでは対応できない大規模かつ複雑多様化する災害が発生するケースが増加しています。広域消防本部としてのスケールメ



消防署外観



消防署長



木工まつりパレードの様子

リットを活かして、大規模災害等への対応ができるようになりましした」

署長の業務についてもお伺いしました。

「久留米広域消防本部の方針や指示に基づいて、大川消防署管内の課題解決や目標を達成するため、市の関係機関などと協議や調整を図りながら、火災が一件でも減少するように、災害発生時や救急事案においても被害が最小限で済むようにすることが署長として大きな仕事だと考えています」

また大川消防署署長として気を付けている点についてもお伺いしました。

「一般の企業の管理職と変わりはないと思います。組織としていかにして職員が働きや

すい職場を作ることだと考えています。365日24時間いつ災害が起きるか分からないストレスが高い状態での勤務の中で、職員の安全管理、健康管理が最も重要なことです。また、災害現場では、上意下達の現場活動になります。日頃から人間関係がうまくいっていないければ、いざという時にチームワークを発揮できませんので、報告・連絡・相談がしやすい職場づくりを心掛けています」

毎年11月に秋の火災予防運動が実施されていますが、なぜこの時季に行われているのでしょうか。

「毎年11月9日から15日まで全国一斉に実施されています。この時季は空気が乾燥し寒くなり、火気を使い始める頃です。季節の変わり目の中で、様々な不用品を燃やしたりして、飛び火により燃え移ることがありますので、注意をお願いします。当本部管内での火災発生原因は、たき火、たばこ、コンロ、電気配線と全国的な傾向とあまり変わりありません。秋から冬にかけてストーブやこたつなどを使い始める時季になりますので、注意が必要です。全国的にも、火災でお亡くなりになる方は、住宅火災によるものがほとんどで、煙に巻かれ逃げ遅れになるケースが多いのは事実です。火災による人命被害を抑えるには、やはり火災にいち

早く気付くということが一番重要になってきます。住宅火災による犠牲者を減らすために、平成23年から消防法により、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。住宅用火災警報器は、熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせるものです。住宅内で火災が発生したことを早期に感知して人に知らせることで、初期消火や避難などを素早く行えるようにします。住宅用火災警報器を適切な場所に設置していても、万一の時にきちんと作動しないと意味がありません。定期的な点検をして、正常に作動することを確認し、もし正常に作動しない場合は住宅用火災警報器を交換してください。住宅用火災警報器の寿命は10年が目安だとされています。製造年等を確認し、寿命が来たものについては交換をお願いします」

事業所が気を付ける点についてもお伺いしました。

「建物の規模や用途によって設置義務の違いがありますが、自動火災報知設備の設置が効果的です。その設備を設置することで、火災を早く発見できます。また、火災が発生したならば初期消火を行うことも重要です。消火器や屋内消火栓設備を使用し、自分の会社は自分たちで守る行動が大事でもあります。消火器や屋内消火栓設備は、使い方も重

要です。初期消火で、被害を最小限に抑えるという大きな役割を担っていますので、定期的に使い方を確認してください。併せて、避難の経路を確認しておくことも大切なことです。消防署では、消火訓練や避難訓練を実施される事業所から依頼があれば、職員を派遣して、防火指導を行っています。話は変わりますが、特に事業所や店舗で注意していただきたいのが、新たに創業し店舗を構えたり、事業所を改築や増築する場合は、事前に消防署へご相談していただくということです。例えば、窓を塞いだり、窓際に柵を作ったりした場合、新たな消防用設備が必要になることがあります。また、増築、改築、建物と建物を繋いだりすると、知らないうちに消防法令違反になったりするケースがありますので、ぜひ事前に、消防署への相談をしていただきたいと思います」

大川の安心安全を守られている津村さんに夢をお伺いしました。

「私は、大川で生まれて、大川で育ち、現在も大川に在住しています。小さい頃から体を動かすことが大好きで、体力に自信がありましたので、自分には合っているかなと思いが、消防職員になったのですが、実際の災害活動や救急活動を行った後に、お礼にお見えになった方から『ありがと



防災イベントでの体験乗車の様子

うございました」と感謝をさせていただけると、この職業についてよかったなと感じますね。消防は、一分一秒を争う現場でもあり、日頃の訓練や現場での活動は、キツイ、苦しい、厳しい中で行っているかなければなりません。その中でも、この大川の安全安心を守るというやりがいや目標への達成感を得ることが出来る職業だと感じています。大川署管内の火災を1件でも減らしたい。事故や急病でも、応急処置によって被害が軽く済むようにしたいと思っています。また、先へ行われた木工まつりのパレードにも参加させてもらい、イベントとして消防署の敷地内で子供たちを対象に消防自動車の体験乗車を行いました。市民の方に消防のPRを行うことも大事な活動ですので、消防活動に触れてもらい、身近に感じてほしいと思いますね」